

第76回 定時株主総会招集ご通知

日時 2026年6月26日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)

場所 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
KTCものづくり技術館1階ショールーム



インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日)午後5時まで

目次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	26
監査報告	30
株主総会参考書類	38
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	当社と北陸ケーティシーツール株式会社との 吸収合併契約承認の件
第3号議案	当社と株式会社H I - T O O Lとの吸収合併 契約承認の件
第4号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

京都機械工具株式会社

証券コード5966

株主の皆様へ

証券コード 5966

2026年6月5日

(本店所在地)
京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
(本社事務所)
京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

京都機械工具株式会社

代表取締役社長 **伊 吹 和 彦**

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ktc.co.jp/ir/>

【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「京都機械工具」または「コード」に当社証券コード「5966」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

また、本総会につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての議決権を有する株主様に対して送付することといたしました。併せてご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従い、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

KTCものづくり技術館1階ショールーム

末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 当社と北陸ケーティーツール株式会社との吸収合併契約承認の件
- 第3号議案 当社と株式会社H-I-T-O-O-Lとの吸収合併契約承認の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあつ

ての決定事項

（議決権行使 等について のご案内）

1. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告の「企業集団の事業別売上高」、「当社の事業別売上高」、「当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ・ 株主総会参考書類の「第2号議案 当社と北陸ケーティーツール株式会社との吸収合併契約承認の件」のうち、「3.会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く。）に定める事項の内容の概要」の「(3) 北陸KTCの最終事業年度に係る計算書類等の内容」、「第3号議案 当社と株式会社H-I-T-O-O-Lとの吸収合併契約承認の件」のうち、「3.会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く。）に定める事項の内容の概要」の「(3) HI-TOOLの最終事業年度に係る計算書類等の内容」
2. 議決権行使書において各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

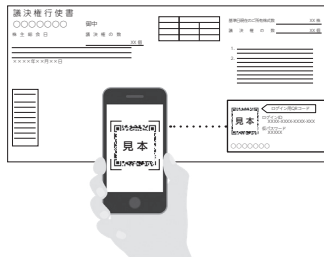
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

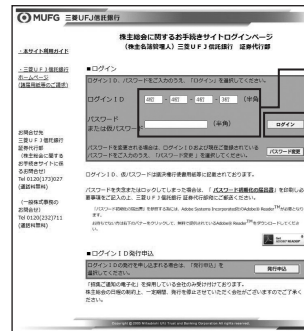


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続いたことで、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策の動向や中東情勢の影響などによる原材料を起点としたサプライチェーンの混乱が、景気を下押しするリスクとなっております。

このような経営環境のもと当社グループにおきましては、2022年度より2030年度を最終年度とするKTCグループ長期ビジョン「KTC vision 2030」を策定し、基本方針に「社会の期待を超えたツールで、人の能力を拡張し、世の中の安全を創り出す」を掲げております。当該ビジョンでは、2030年度までの9年間で3フェーズに分け、3年毎の中期経営計画を策定することとしており、2025年度は第2次中期経営計画の初年度となる予定でした。しかしながら、当社連結子会社である北陸ケーティシーツール株式会社における不適切な会計処理事案や、当社の戦略製品であるデジタルトルクレンチの自主回収事案の発生を受け、「コーポレート・ガバナンスの強化」、「内部統制の整備」、及び「品質体制の見直し」を喫緊の課題と認識し、経営基盤の立て直しに注力してまいりました。

事業セグメントごとの経営成績の概要につきましては、以下のとおりであります。

【工具事業】

主力の当事業部門では、「安全、快適、能率・効率、環境」をキーワードに、既存顧客の深耕、新規顧客の開拓並びにブランド価値向上などの事業戦略を展開しております。

開発面では、「安全、快適、能率・効率、環境」を追求するR&Dコンセプト「新・工具大進化」の具現化に向けた製品・サービスを市場投入しております。その一翼を担う「TRASAS (TRAcable Sensing and Analysis System)」シリーズは、IoT技術を搭載した工具や測定具、作業支援デバイス、これらのシステムソフトウェアで構成されており、作業データを無線でデバイスへ転送することで作業履歴の自動的な記録・管理・分析を可能にいたしました。

また、航空宇宙産業やMRO市場をはじめ様々な業界で安全に対する社会的要求が高まるなか、RFIDを搭載した「Inepros ID」シリーズの展開に注力しております。2025年9月には、シンガポールで開催された展示会「MRO Asia-Pacific 2025」において、「MRO Technology Achievement of the Year (MROテクノロジー年間最優秀賞)」を日本企業で初めて受賞いたしました。2026年2月には「SINGAPORE AIRSHOW 2026」へ出展したほか、専用WEBサイトの開設を通じた情報発信に注力しております。

「TRASAS」シリーズでは、一部製品の自主回収により多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社はこれからも、「ツールで人の能力を拡張する」をコンセプトに製品を開発してまいります。「人が工具を支えるだけではなく、従来の工具にソフトやサービスを含めたツールで、人のできることを増やしていく」、例えば「非力な人の作業を補う」ことや「知識・経験が必要な作業を誰もが正確に再現できる」ことなど、インクルーシブな社会に順応した誰でも使えるツールを提供することで社会に貢献してまいります。

販売面では、全国の得意先やエンドユーザーに向けて「KTCものづくり技術館」に加え、お客様の現場にて様々な研修会の開催に注力しております。

さらに、当社のフラッグシップブランドである「nepros」が、2025年1月に誕生30周年を迎え、ロゴマークを刷新すると共に、新たに「BEYOND THE BEST」をタグラインとして設定いたしました。タグラインは、プロメカニック用の工具として「最善の先にあるもの」を追い求めて進化し続ける姿勢を表しております。これを機に、「nepros」のグローバル展開を加速してまいります。特に北米市場におけるツールトラックチャネルでの販売を通じて現地のプロメカニックの要求に応えることで、更なる進化とグローバルブランドの確立を目指してまいります。また、この一環として、2025年11月にラスベガスで開催された世界最大規模の自動車関連見本市である「SEMA Show 2025」に出展いたしました。

生産面では、自社工場を製品開発の中核拠点として捉え、人とロボットそれぞれの長所を活かした協働環境の運用を目指しております。脱着作業などの単純な繰り返し作業をロボットが行うことで、人はより付加価値の高い作業へシフトすることが可能になり、独自の少人化ラインの展開を目指すなど、「ものづくりの最適化」を図り生産性の向上を推進してまいります。

これらに加え、サプライチェーンマネジメントの強化を図るため、新規設備の導入を行い主力工場の改善に継続して取り組むとともに、既に生産の各工程に導入した新規設備を本格稼働させ、とくに「nepros」「nepros ID」製品をベースとした各成長戦略の実現に向けて能力増強を図るなど、生産体制の更なる安定と強化に取り組んでおります。また、物流業務やグループ内の生産拠点再編により、リスク管理への対応と各成長戦略を見据えた工場再編を進めております。

なお、当社グループは、サステナビリティへの取り組みを、「地球に、社会に、私たちができること」として、「E 地球環境に徹底的に貢献する」、「S あらゆるステークホルダーと共生する」、「G 持続可能な信頼される企業であり続ける」を基本方針に、安全・安心で持続可能な社会の実現に向け取り組んでおります。また、2025年4月より従来のESG委員会をサステナビリティ委員会へ改め、下部組織として3つの分科会を設け「企業と社会の持続可能性の両立」を目指し、その取り組みを“強化・加速”してまいります。

その取り組みの一つとして、E：環境面では、本社敷地内の一部工場の屋根に太陽光発電パネルを設置し、2025年10月より稼働を開始いたしました。使用する電力量の一部を太陽光発電で賄うことで、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化対策や環境保護に貢献してまいります。S：社会面では、多様化する社会において、未来で活躍できる技術者の育成のため、国立大学法人奈良女子大学工学部と連携し、当社グループの従業員が講師として参加するなど、産学連携を通じた「技育（技術の教育）」分野でのオープンイノベーションを推進しております。また、京都府山城教育局と連携し「やましろ未来っ子サイエンスラリー」へ参加、地域の小中学生にものづくりの魅力に触れる機会を創出しました。加えて、KTCものづくり技術館への見学を積極的に受け入れ、当社の企業活動への理解を深め、地域社会をはじめとするステークホルダーからの信頼獲得に努めています。G：ガバナンス面では、すべてのステ

ークホルダーにとって「価値ある企業」であり続けるため、ガバナンスの再構築に向け、①取締役会、監査等委員会におけるモニタリング機能の強化（執行と監督の分離の徹底）、②指名委員会によるサクセッションプランニングの強化、③新たな経営体制の構築（上記の実現を見据えた人選）に取り組み、運用を進めております。また、2026年6月26日開催予定の第76回定時株主総会において、新たに社外取締役1名の選任を予定しております。外部の知見を積極的に取り入れることでより一層経営の健全性を高めてまいります。

これらの結果、展示会への積極的な参加等により潜在需要の掘り起こしに注力するも、市販部門及び直販部門における販売が前年同期の水準に及ばなかったことに加え、戦略製品であるデジタルトルクレンチの自主回収に伴う影響等もあり、当連結会計年度の売上高は80億79百万円（前年同期比8.3%減）、セグメント利益は5億78百万円（前年同期比16.1%減）となりました。

【ファシリティマネジメント事業】

当事業部門では、所有不動産の有効活用を目指し、物件の整備、運営管理を推進しております。不動産の賃貸については、全ての物件で高い入居率を確保しております。引き続き入居者満足度の向上を図り、収益の安定化に取り組んでまいります。また、2025年2月には、久御山町に新たな収益物件を取得し、賃貸物件として運営を開始いたしました。

当連結会計年度におきましては、所有不動産の安定的な稼働や、新たな収益物件の貢献もあり、売上高は2億55百万円（前年同期比9.9%増）、セグメント利益は1億74百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

＜当連結会計年度における企業集団の業績＞

これらの結果、当連結会計年度の売上高は83億34百万円（前年同期比7.9%減）、営業利益は7億53百万円（前年同期比11.1%減）、経常利益は8億17百万円（前年同期比13.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては5億1百万円（前年同期比7.9%減）となりました。

なお、連結子会社である北陸ケーティーツール株式会社における不適切会計事案の調査費用等5億61百万円を特別損失として計上しております。一方で、同事案に直接的に関与した元役員に対する損害賠償請求における受取和解金1億円を特別利益として計上しております。また、自主回収事案では、2026年3月31日付で当該製品の生産中止を含む対応方針を決定したことに伴い、新たに費用が発生することが判明したため、89百万円を特別損失として計上しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は2億69百万円であります。

主なものとして、主力の工具事業部門を中心に、お客様サービスの向上と製品・部品の低コスト化、省エネルギー化の推進により、建物に32百万円、機械装置に1億81百万円、工具器具備品等に37百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、所要資金については、いずれの投資も自己資金を充当いたしました。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

企業集団の直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第73期 (2023年3月期)	第74期 (2024年3月期)	第75期 (2025年3月期)	第76期 <当連結会計年度> (2026年3月期)
売上高 (百万円)	8,396	8,428	9,046	8,334
経常利益 (百万円)	826	901	944	817
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	593	582	544	501
1株当たり当期純利益 (円)	243.92	238.56	224.59	207.68
総資産 (百万円)	14,723	16,540	16,288	15,790
純資産 (百万円)	11,181	12,368	12,253	12,617
1株当たり純資産額 (円)	4,589.22	5,063.52	5,070.85	5,221.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。
3. 第74期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第73期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。
4. 第74期における数値は、過年度の決算訂正を反映した数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
北陸ケーティシーツール株式会社	57百万円	100.0%	当社工具及び収納具の製造、 精密鑄造品の製造販売
株 式 会 社 H I - T O O L	8百万円	100.0%	手動工具の製造及び販売

(4) 対処すべき課題

わが国の経済情勢は、雇用・所得環境の側面から引き続き底堅く推移するとの期待がある一方、2026年11月に中間選挙を控える米国の通商政策や中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりなど、先行きが見通し難い状況が続くと予想されます。

また、関連業界においては、少子高齢化を背景とした技術者の高齢化や人手不足に伴う生産性や企業競争力などへの影響が問題視されている一方で、安全・安心に対する社会的要求の高まりにより、ESGに関する取り組みを含むコンプライアンスの強化が求められています。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、2022年度より2030年度を最終年度とする長期ビジョン「KTC vision 2030」を策定し、達成を目指してまいりましたが、2026年5月15日付「新5ヵ年計画 Restart KTC vision 2030の策定並びに資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関するお知らせ」にて公表のとおり、計画を見直すことといたしました。まずは強固な経営基盤を再構築し、その上に本質的な成長を重ねることで、着実に達成を目指してまいります。

具体的には、従前の長期ビジョンで掲げた3つの戦略方針（「今までの概念を覆す」「リーディングカンパニーの伝統を活かす」「あらたなチャンスに挑戦」）及びESG推進方針（「E 地球環境に徹底的に貢献する」「S あらゆるステークホルダーと共生する」「G 持続可能な信頼される企業であり続ける」）を踏襲し、以下の戦略課題に取り組んでまいります。

- ① 人ができることを増やしていくために進化するツールの提供
- ② つながる工具とソフトウェア、サービスによる新たな価値の提供
- ③ 「KTC vision 2030」を支えるサプライチェーンマネジメントの強化
- ④ サステナビリティの深化（ESG経営の推進 及び 新人事制度の定着と運用）

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 不適切な会計処理に関する特別調査委員会による調査結果を踏まえた今後の課題

当社は、2025年7月31日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」及び9月16日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、6月30日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしました特別調査委員会の調査報告書における提言を踏まえて再発防止策を策定し、9月9日付で社長を委員長とする「グループ経営改革委員会」を設置し、鋭意、以下の改善措置を講じてまいりました。

<グループ経営改革委員会の構成>

- ・委員長：社長
- ・委員：管理本部担当取締役、管理本部長、生産本部長、総務・人事担当執行役員兼人事部長、総務部長、財務経理部長、内部監査部長、戦略準備室長 他6名
- ・アドバイザー：外部の弁護士、外部の公認会計士、常勤監査等委員

<改善措置の進捗状況>

①北陸ケーティーツール株式会社（以下「北陸KTC」と言います。）における内部統制の整備・運用

1) 実地棚卸の結果を正確に会計帳簿に反映させる手続きを構築

実地棚卸後に作成する棚卸明細を正確に作成するために、実地棚卸手順、棚卸監査手順、棚卸明細作成手順を再構築し、2025年9月の第2四半期（中間期）決算の実地棚卸から運用を開始しております。特に棚卸明細の作成手順につきましては、不正や誤謬を防止すべく、担当者以外によるダブルチェック体制を導入いたしました。

また、親会社の内部監査部が、実地棚卸の監査及び棚卸監査時の棚卸リスト・棚卸原票と棚卸明細の突合を実施することに改め、監査体制を強化しており、当該監査体制のJ-SOX文書への落とし込みを2025年12月に完了し、第3四半期決算の実地棚卸より運用を開始しております。

2) 在庫管理システムを整備（仕掛品管理をシステム化、人為的ミス・不正機会を排除）

現行の生産管理システム（以下「KNPS」と言います。※ 親会社と同じシステム）において、何時でも在庫データを抽出可能な仕様に改良し、第3四半期決算の実地棚卸より運用を開始しております。具体的には、仕掛品、原材料、貯蔵品をKNPSにおいてリスト化し（従前はExcelで人が作

成)、人手を介さない管理体制を確立することで、不正の機会を排除いたしました。また、原価管理につきましても、システム上で管理できる仕組みを構築いたしました。

KNPSの改良につきましては、短期フェーズ(2025年12月末完了)と長期フェーズ(2027年3月末完了予定)に分けて実施する計画です。親会社と北陸KTCにおいて実務レベルの改善要望調査を実施し、2025年10月に対応すべき項目の洗い出しを終えました。現在は、長期フェーズに移行しており、要件定義が完了し、システム開発のフェーズに移行しております。具体的には、監査で使用する棚卸リストをPDF形式で出力できる機能の追加(書換え不可とすることで不正の機会を排除)、親会社と子会社のKNPS機能の統合等を行います。

3) モニタリング手続きを親会社手続きと共通化

親会社の業務フローを参考に、北陸KTCの業務フローを見直し、親会社の内部監査部が、北陸KTCの業務プロセス(販売、購買、在庫管理プロセス)を定期的に監査することで、グループ全体を統一的な視点で効果的かつ効率的に監査する体制を構築いたしました。

2025年11月の内部統制委員会において、北陸KTCを改めて内部統制上の重要拠点と位置づけ、評価範囲の対象とし、親会社の内部監査部がJ-SOX文書に基づき、リスク評価、整備・運用テストを実施しております。

4) 親会社の内部監査部を3線とする3ラインモデルを確立

親会社であるKTCにおきましては、従来、内部監査部は管理本部担当役員が所管しておりましたが、2025年11月に社長直轄の組織へ変更するとともに、業務分掌の見直し(※)を行いました。なお、社長による不正が疑われる事案が発生することへの備えにつきましては、監査等委員会(2025年11月の臨時株主総会で人員を刷新)の独立性(管理・監督機能)を改めて確認し、毎取締役会にて課題を共有し協議する時間を確保することにより、取締役会との連携を強化しております。

また、北陸KTCの3ラインモデルの確立につきましては、統合を見据え、2026年4月1日付で親会社に戦略準備室を新設し、統合までの間は同室主導の下、2線、3線を親会社が担う体制としております。

※内部監査部の3線としての機能を明確化すべく、内部統制委員会(月次開催)の事務局を2線部門(総務部、財務経理部)に変更いたしました。

5) 親会社の管理部門（財務経理部、内部監査部）の人員を増強（上記を実現）

内部監査人材につきましては、2026年1月にキャリア採用により管理職クラス1名が入社し、2名体制から3名体制へ増員いたしました。

経理人材（財務経理部）につきましては、2025年10月にキャリア採用者1名が入社し、3名体制から4名体制へ増員し、12月に中堅社員の異動を行い5名体制といたしました。更に次期管理職候補となる中堅クラスの人材を2026年6月までにキャリア採用する計画です。上記4)の3線のみならず、経理担当部門をはじめとする2線においても統合を見据え、親会社主導で全社統制を実現すべく、引き続き人員を増強してまいります。

②グループ一体感の醸成を主眼とした北陸KTCの位置づけの見直し

1) 不採算事業を見直し（親子間取引価格の改定）

北陸KTCにおいて売上の約7割を占める親子間取引の価格改定を物価・人件費の上昇を反映し、2度（2025年7月、2026年2月）実施いたしました。

もっとも、上記価格改定を行ったものの、抜本的な採算の改善を見込むには至らず、2026年10月1日付での親会社への統合（吸収合併）を予定しております。現在、全社的な戦略を俯瞰したうえで、不採算品にとどまらず、不採算事業そのものについて、抜本的な見直しの検討を進めております。

2) グループ戦略拠点としての位置づけを明確化（親会社への統合）

サプライチェーンの観点から、北陸KTCのグループ生産拠点としての位置づけを明確にすると共に、管理の一体化など業務の有効性と効率性を高めることを目的として、2026年10月1日付での親会社への統合（吸収合併）を予定しております。現在、上記1)と合わせて、全社的な生産戦略の検討を進めております。

3) 人的交流を活発化（製造部門、2線部門）

北陸KTCにおける内部統制の運用定着と統合のサポートを目的に、まずは2026年4月に親会社到新設した戦略準備室を中心に北陸KTCへの常駐も含め、人的交流を進めております。今後、親会社の製造部門や管理部門において、北陸KTCから将来の幹部候補人材を受け入れる計画です。統合後も継続的に人的交流を図り、人材育成を軸に相互理解による一体感の醸成に取り組んでまいります。

4) 中長期的な事業計画・投資計画・人員計画を策定

「サプライチェーン・マネジメント強化」の一環として、北陸KTCの親会社への統合を見据え、戦略的な生産品目の見直しとそれに見合った投資計画を再構築すると共に、工具事業、メタル事業、精密鑄造事業のそれぞれにおいて、親会社との生産バランスを見直し、各事業部門における人員最適化の検討を進めております。

③ガバナンスの再構築

1) 取締役会、監査等委員会におけるモニタリング機能を強化（執行と監督の分離を徹底）

2025年11月の臨時株主総会において、取締役監査等委員3名を刷新いたしました。その後、新たな役員体制において、執行と監督の分離徹底の観点から、取締役会のあるべき姿について議論を重ね、2026年1月に現行の「取締役会規則」とは別に「取締役会がなすべきガイドライン」を新たに制定いたしました。

同ガイドラインでは、取締役会の第一義的な役割を「会社の重要な意思決定と業務執行の監督・監視」と定義し、「業務執行に関する個別の判断・指示を行わず、執行と監督の分離を徹底する」ことを明文化しております。

2) 指名委員会によるサクセッションプランニングを強化

2025年12月の指名委員会において、役員ポストの選任基準を定めた「役員サクセッションプラン運用規程」を新たに制定いたしました。その後、同規程に則り2026年2月の同委員会において一次案を承認しております。

また、既述の「取締役会がなすべきガイドライン」の中で、「直前まで業務執行を担っていた者を監督・監視の役割に任命する場合には、その合理的理由および独立性確保の考え方を明確にする」ことを明文化しております。今般の不祥事案の原因の一つである自己監査の状況をつくることのないよう、厳格に運用してまいります。

3) 新たな経営体制を構築（上記の実現を見据え人選）

新たな経営体制では、2025年11月の臨時株主総会において、先ず社内取締役5名（うち常勤監査等委員1名）を3名（うち同1名）に減員し、社外取締役2名（うち監査等委員2名）を刷新いたしました。なお、取締役常勤監査等委員も社内から新たに選任しております。

また、本定時株主総会において、社外取締役1名を追加選任し、外部の知見を積極的に取り入れることでガバナンスを再構築し、経営の健全性を高めてまいります。

④上場会社としての信頼性確保に向けた全社的な意識改革

1) グループ全役職員を対象に、定期的にコンプライアンス研修を実施

2025年11月の臨時株主総会終了後、グループ会社を含めた全社員に対し、本事案の動機や背景等、詳細を説明の上、コンプライアンスの重要性と再発防止を周知徹底いたしました。

同時にコンプライアンスレベルの実態と課題を把握するため、「コンプライアンスに対する意識調査」を実施し、その結果を踏まえてeラーニングや対面でのコンプライアンス、ハラスメントに関する研修プログラムを策定し、運用を開始しております。

また、今般の事案において機能しなかった内部通報制度につきましても、グループ全社員に対しイントラネットや社内掲示板等により、目的や仕組み、匿名性について、改めて周知いたしました。

現在、定期的且つ継続的に取り組むべく、研修ポータルサイトの立ち上げを進めております。

2) 役員に対し、定期的に外部の有識者によるガバナンスに関する勉強会を実施

先ずは、直ちに襟を正すために「ガバナンス・コンプライアンス」に関する研修を本事案の危機対応アドバイザーである弁護士事務所に依頼し、2025年9月に役員研修を実施いたしました。今後も当社の顧問弁護士と連携し、定期的且つ継続的な役員研修（年2回を予定）を実施してまいります。

3) 新任役員に対し、上場企業の役員として必要な知識に関する外部研修の受講を義務化

上場会社としての信頼維持・向上のため、顧問弁護士のほか、社外取締役である弁護士、公認会計士、証券代行業務を依頼する信託銀行、日本取引所グループのコンテンツ等、専門家の意見と情報を参考に、新任役員に対し、定期的且つ継続的な外部研修プログラムを受講させるべく具体的に選定しております。今後、ガバナンスやコンプライアンス、財務会計等の知識を習得できるコンテンツを研修内容に組み込み、研修を適時継続することで、不正事案に対するリスク感応度を高めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業分野			事業内容
工事 具業	工 具		自動車整備用工具、医療用工具及び関連機器、その他一般作業工具及びこれらに関連する機器の製造販売
	精密部品 その他		ロストワックス製法等による工具及び精密工作機械部品・産業用機械部品などの製造販売
ファシリティ マネジメント事業			不動産の賃貸、太陽光発電による電気の販売

会社名	工具事業		ファシリティ マネジメント事業
	工 具	精密部品その他	
京都機械工具株式会社	○	○	○
北陸ケーティシーツール株式会社	○	○	○
株式会社 H I - T O O L	○	－	－

(7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本店所在地	京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
本社	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
東京支店	東京都大田区久が原2丁目20番1号
名古屋支店	名古屋市昭和区福江1丁目1番10号
近畿支店	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
札幌営業所	札幌市東区北四十一条東15丁目1番7号
仙台営業所	仙台市宮城野区宮千代3丁目1番18号 宮千代ビル101号
関東営業所	さいたま市桜区大久保領家片町111番地1
金沢営業所	金沢市間明町2丁目197番地
広島営業所	広島市西区己斐本町3丁目13番29号
福岡営業所	福岡市博多区山王1丁目18番21号 フェイズイン山王101号
久御山工場	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

②子会社

会 社 名	本 店 所 在 地
北 陸 ケ ー テ ィ シ ー ツ ー ル 株 式 会 社	石川県羽咋市
株 式 会 社 H I - T O O L	京都府久世郡久御山町

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
248名	4名増

(注) 使用人数には契約社員及びアルバイトは含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205名	7名増	40.6歳	17.0年

(注) 使用人数には契約社員及びアルバイトは含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	390百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	330百万円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	180百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年3月11日開催の取締役会において、2026年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である北陸ケーティシーツール株式会社と株式会社H I - T O O Lを吸収合併する方針を決定し、2026年5月20日に合併契約を締結いたしました。なお、この吸収合併に関して、2026年6月26日開催予定の第76回定時株主総会において、吸収合併契約の承認に関する議案を付議する予定であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 9,900,000株
- ②発行済株式の総数 2,477,435株
(うち自己株式 61,085株)
- ③株主数 1,602名
- ④大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宇 城 邦 英	172千株	7.13%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	119千株	4.92%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	116千株	4.80%
株 式 会 社 京 都 銀 行	108千株	4.47%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	94千株	3.91%
山 崎 道 子	89千株	3.69%
京 華 産 業 株 式 会 社	86千株	3.57%
京 都 中 央 信 用 金 庫	80千株	3.31%
K T C 従 業 員 持 株 会	74千株	3.06%
K T C 共 栄 持 株 会	61千株	2.54%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	-	-
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-
取締役 (監査等委員)	-	-

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 吹 和 彦	社長執行役員
取 締 役	川 田 実	執行役員 コーポレートサービス本部長 株式会社ＨＩ－ＴＯＯＬ 代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 橋 博	北陸ケーティーツール株式会社 監査役 株式会社ＨＩ－ＴＯＯＬ 監査役
取 締 役 (監査等委員)	岩 永 憲 秀	ひかり監査法人 統括代表社員 岩永公認会計士事務所 所長 株式会社白鳩 社外監査役 株式会社京都新聞ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	長 谷 川 葵	弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士 大阪市 教育委員

(注) 1. 取締役 (監査等委員) 岩永憲秀氏及び長谷川葵氏は、社外取締役であります。また、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 取締役 (監査等委員) 岩永憲秀氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役 (監査等委員) 長谷川葵氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 森田和也氏は2025年6月2日付で取締役（常勤監査等委員）を辞任し、その残任期（2025年10月17日まで）につき同日付で補欠取締役（監査等委員）であった岩永憲秀氏が取締役（監査等委員）に就任いたしました。2025年11月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって、田中滋氏及び安藤基嗣氏は取締役を辞任し、片岡実氏、津田穂積氏及び鈴木治一氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。なお、各氏の退任時の会社における地位、担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりであります。

氏 名	退任時の会社における地位、担当及び重要な兼職の状況
田 中 滋	取締役会長
安 藤 基 嗣	取締役 執行役員 ものづくり技術本部長
森 田 和 也	取締役（常勤監査等委員） 北陸ケーティシーツール株式会社 監査役 株式会社ＨＩ－ＴＯＯＬ 監査役
片 岡 実	取締役（常勤監査等委員）
津 田 穂 積	取締役（監査等委員） 津田公認会計士事務所 所長 株式会社三東工業社 社外取締役（監査等委員） 大津市 監査委員
鈴 木 治 一	取締役（監査等委員） 植松・鈴木法律事務所 所長 アイフル株式会社 社外取締役（監査等委員）

4. 当社は情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、取締役（監査等委員）岩永憲秀氏及び長谷川葵氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社及び「1.(3)②重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は当社及び子会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

⑤取締役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の諮問機関である報酬委員会より答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬等は、業績連動報酬等（金銭報酬である賞与及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬）と業績連動報酬等以外の報酬（月例の金銭報酬）により構成されており、その支給割合は、当該期の業績や財務状態を勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬等は、売上高及び各段階利益等の業績を指標として支給総額を決定します。このうち、賞与の個人別の報酬案は、業績への貢献度や戦略課題の達成度等を勘案し、役位・職務等も加味したうえで総合的な判断を行うものとしております。譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬案は、業績及び役位・職務に応じて判断し、年間報酬分の前払いとして支給するものとしております。なお、評価指標の目標値を達成するため、将来の成長に向けた先行投資や課題解決に向けた活動等の実施が過度に抑制されないよう、目標値については具体的な値は設定しておりません。

業績連動報酬等以外の報酬（月例の金銭報酬）の個人別の報酬案は、一定の基準を基に役位・職務に応じて判断するものとし、決定した報酬等は、業績連動報酬等は毎年一定の時期に、業績連動報酬等以外の報酬は月例の基本報酬として支給します。

2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の第67回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額2億5千万円以内、監査等委員である取締役については3千6百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち監査等委員である取締役は3名）です。また、2020年6月26日開催の第70回定時株主総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3千万円以内、株式数の上限を年17,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、取締役会が各人の役位・職務・業績・貢献度を勘案し一定の基準を基に総合的に判断したうえで案を作成し、任意の諮問機関である報酬委員会へ諮問し、任意の諮問機関である報酬委員会は取締役会の諮問を受け、内容を確認し取締役会へ答申いたします。取締役会は報酬委員会からの答申を受け、内容を協議のうえ、決定の全部を代表取締役社長に一任することを決議し、代表取締役社長は取締役の個人別報酬等を決定するものとしております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

4) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (金銭)	業績連動報酬 (非金銭)	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	96,725 (-)	93,971 (-)	- (-)	2,754 (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19,414 (11,714)	19,414 (11,714)	- (-)	- (-)	7 (4)
合 計 (うち社外取締役)	116,139 (11,714)	113,385 (11,714)	- (-)	2,754 (-)	13 (4)

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該報酬の内容及びその交付状況は、「1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」及び「2.(1)株式の状況」に記載のとおりです。
2. 業績連動報酬等（金銭報酬である賞与及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬）は、業績向上に対する意識を高めるために売上高及び各段階利益等の業績を指標として算定されております。
3. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、取締役会が各人の役位・職務・業績・貢献度を勘案し一定の基準を基に総合的に判断したうえで案を作成し、任意の諮問機関である報酬委員会へ諮問し、任意の諮問機関である報酬委員会は取締役会の諮問を受け、内容を判断し取締役会へ答申いたします。取締役会は報酬委員会からの答申を受け、内容を協議のうえ、決定の全部を代表取締役社長 伊吹 和彦氏に一任することを決議し、代表取締役社長 伊吹 和彦氏は取締役の個人別報酬等を決定するものとしております。

5) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2005年6月29日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

当該決議に基づき、当事業年度中に支払った役員退職慰労金は、退任取締役（監査等委員を除く。）2名に対し、36,548千円であります。

6) 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	津 田 穂 積	津田公認会計士事務所 所長 株式会社三東工業社 社外取締役 (監査等委員) 大津市 監査委員
取締役 (監査等委員)	鈴 木 治 一	植松・鈴木法律事務所 所長 アイフル株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	岩 永 憲 秀	ひかり監査法人 統括代表社員 岩永公認会計士事務所 所長 株式会社白鳩 社外監査役 株式会社京都新聞ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	長 谷 川 葵	弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士 大阪市 教育委員

- (注) 1. 当社は植松・鈴木法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しておりますが、その規模、性質に照らし、鈴木治一氏の取締役としての職務や独立性に影響を与えるものではありません。
2. その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況並びに発言の状況は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	津 田 穂 積	2025年11月27日辞任までに開催の取締役会13回の全てに、また、監査等委員会11回のうち10回に出席いたしました。公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 治 一	2025年11月27日辞任までに開催の取締役会13回の全てに、また、監査等委員会11回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	岩 永 憲 秀	2025年6月2日就任から2025年10月17日退任まで（前任者の辞任に伴い補欠の社外取締役（監査等委員）から就任して以降、前任者の残任期まで）及び2025年11月27日就任以降開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	長 谷 川 葵	2025年11月27日就任以降開催の取締役会5回の全てに、また、監査等委員会6回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

②報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示の数値未満を切り捨てております。

なお、比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,177,225	流 動 負 債	1,993,260
現金 及 び 預 金	3,081,608	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	247,859
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,343,489	電 子 記 録 債 務	76,350
電 子 記 録 債 権	709,142	短 期 借 入 金	900,000
商 品 及 び 製 品	2,740,272	未 払 金	247,802
仕 掛 品	702,170	未 払 費 用	128,127
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	388,763	未 払 法 人 税 等	59,995
そ の 他	212,158	賞 与 引 当 金	134,512
貸 倒 引 当 金	△381	製 品 回 収 関 連 損 失 引 当 金	95,089
固 定 資 産	6,613,026	そ の 他	103,523
有 形 固 定 資 産	4,479,477	固 定 負 債	1,179,084
建 物 及 び 構 築 物	1,411,191	繰 延 税 金 負 債	263,880
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	795,157	退 職 給 付 に 係 る 負 債	649,730
工 具 、 器 具 及 び 備 品	84,575	そ の 他	265,473
土 地	2,127,267	負 債 合 計	3,172,345
リ ー ス 資 産	52,288	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	8,997	株 主 資 本	11,522,593
無 形 固 定 資 産	218,777	資 本 金	1,032,088
ソ フ ト ウ エ ア	90,281	資 本 剰 余 金	2,579,238
の れ ん	26,437	利 益 剰 余 金	8,044,612
そ の 他	102,058	自 己 株 式	△133,345
投 資 そ の 他 の 資 産	1,914,772	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,095,313
投 資 有 価 証 券	1,775,673	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,074,075
繰 延 税 金 資 産	188	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	21,238
そ の 他	138,909	純 資 産 合 計	12,617,906
資 産 合 計	15,790,252	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,790,252

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,334,366
売上原価		5,111,884
売上総利益		3,222,481
販売費及び一般管理費		2,469,305
営業利益		753,176
営業外収益		
受取利息及び配当金	62,309	
その他の収益	16,508	78,818
営業外費用		
支払利息	11,432	
その他の費用	2,996	14,428
経常利益		817,566
特別利益		
投資有価証券売却益	506,744	
受取和解金	100,550	607,294
特別損失		
固定資産除売却損	23,659	
減損損失	1,051	
製品回収関連損失引当金繰入額	89,117	
特別調査費用等	561,291	
リース解約損	1,990	677,110
税金等調整前当期純利益		747,750
法人税、住民税及び事業税	198,274	
法人税等調整額	47,659	245,934
当期純利益		501,815
親会社株主に帰属する当期純利益		501,815

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,976,230	流 動 負 債	1,932,479
現金 及 び 預 金	2,944,082	電 子 記 録 債 務	42,586
受 取 手 形	1,599	買 掛 金	258,372
電 子 記 録 債 権	682,668	短 期 借 入 金	900,000
売 掛 金	1,292,502	未 払 金	247,802
商 品 及 び 製 品	2,722,231	未 払 費 用	118,562
仕 掛 品	646,458	未 払 法 人 税 等	57,264
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	293,871	賞 与 引 当 金	123,082
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	280,000	製 品 回 収 関 連 損 失 引 当 金	95,089
そ の 他	181,875	そ の 他	89,718
貸 倒 引 当 金	△69,060	固 定 負 債	1,055,732
固 定 資 産	6,602,179	繰 延 税 金 負 債	250,791
有 形 固 定 資 産	4,326,670	退 職 給 付 引 当 金	571,629
建 物	1,289,298	長 期 預 り 金	194,100
構 築 物	66,846	そ の 他	39,211
機 械 及 び 装 置	783,686	負 債 合 計	2,988,211
車 両 運 搬 具	0	(純 資 産 の 部)	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	83,316	株 主 資 本	11,516,122
土 地	2,075,732	資 本 金	1,032,088
リ ー ス 資 産	18,792	資 本 剰 余 金	2,579,238
建 設 仮 勘 定	8,997	資 本 準 備 金	2,562,439
無 形 固 定 資 産	163,561	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,799
ソ フ ト ウ エ ア	90,281	利 益 剰 余 金	8,038,141
そ の 他	73,280	利 益 準 備 金	258,022
投 資 そ の 他 の 資 産	2,111,947	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,780,119
投 資 有 価 証 券	1,775,673	退 職 給 与 積 立 金	50,000
関 係 会 社 株 式	279,155	配 当 積 立 金	100,000
そ の 他	57,118	土 地 買 換 積 立 金	50,085
資 産 合 計	15,578,409	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	123,935
		別 途 積 立 金	1,750,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,706,098
		自 己 株 式	△133,345
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,074,075
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,074,075
		純 資 産 合 計	12,590,197
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,578,409

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			7,972,118
売 上 原 価			4,814,057
売 上 総 利 益			3,158,061
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,339,757
営 業 利 益			818,303
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	65,309		
そ の 他 の 収 益	12,170		77,480
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	11,432		
そ の 他 の 費 用	2,571		14,003
経 常 利 益			881,780
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	506,744		
受 取 和 解 金	100,550		607,294
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 売 却 損	23,633		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,900		
特 別 調 査 費 用 等	561,291		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69,000		
製 品 回 収 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	89,117		747,942
税 引 前 当 期 純 利 益			741,133
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	191,134		
法 人 税 等 調 整 額	49,456		240,590
当 期 純 利 益			500,542

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

京都機械工具株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 元 裕
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 村 祐 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京都機械工具株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京都機械工具株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

京都機械工具株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松田 元裕
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 祐介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京都機械工具株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・会計帳簿等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、前事業年度に発生した連結子会社における不適切な会計処理に関して設置された特別調査委員会の提言を踏まえ、再発防止策を策定し「グループ経営改革委員会」を設置して改善措置を講じてまいりました。

監査等委員会においては、常勤監査等委員がアドバイザーとして当該委員会に参加し、改善措置のモニタリングを行い、必要に応じて助言しております。今後もリスク管理体制及び内部統制システムの強化のため、会社が実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。

その他については、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

第76期事業年度末日後の2026年5月20日付で、当社は連結子会社である北陸ケーティシートール株式会社と株式会社H I - T O O Lの吸収合併を行うことを取締役会にて決議し、同日合併契約を締結しました。

当該合併は、事業年度末日以降の当社の財務状況や今後の事業運営に影響を及ぼす事象であり、重要な後発事象としてご報告いたします。

2026年5月20日

京都機械工具株式会社 監査等委員会

取 締 役 常勤監査等委員 大 橋 博 ㊟

社外取締役 監 査 等 委 員 岩 永 憲 秀 ㊟

社外取締役 監 査 等 委 員 長谷川 葵 ㊟

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最も重要な施策のひとつとして位置付けております。配当につきましては、株主の皆様に対して継続的かつ安定的な配当の維持と業績に応じた配当を基本としつつ、株主価値の増大のために経営体質の強化と今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案いたしたいと存じます。

第76期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき普通配当40円に、記念配当（創立75周年記念配当）5円を加え、合計45円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金40円を加えました当期の年間配当金は、1株につき85円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円 総額は108,735,750円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 当社と北陸ケーティシーツール株式会社との吸収合併契約承認の件

当社は、完全子会社であります北陸ケーティシーツール株式会社（以下「北陸KTC」という。）との間で、当社を吸収合併存続会社、北陸KTCを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に関する合併契約（以下、「本合併契約」という。）を2026年5月20日に締結しました。つきましては、本合併契約のご承認をお願いしたいと存じます。本合併を行う理由、本合併契約の内容及びその他合併に関する事項は次のとおりであります。

1. 本合併を行う理由

グループの経営資源を集約し一体運営することにより、生産、営業、開発、管理の全社的な効率化を図り企業価値を高めること、また、全社的なコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することを目的とするものであります。

2. 本合併契約の内容の概要

本合併契約の内容は以下のとおりであります。

当社と北陸KTCとの本合併契約

吸 収 合 併 契 約 書 （写）

京都機械工具株式会社（以下「甲」という。）及び北陸ケーティシーツール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

本合併の当事会社である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲 商号：京都機械工具株式会社
住所：京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
- (2) 乙 商号：北陸ケーティシーツール株式会社
住所：石川県羽咋市柳田町70字150番地1

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年10月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付及び割当て）

甲は乙の全株式を所有しており、本合併では一切の対価を交付しない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、本合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（株主総会の承認等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本合併に必要な事項に関する株主総会の承認（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め協議して合意のうえ、これを実行する。

第9条（合併条件の変更、解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときには、あらかじめ甲乙間で協議し合意の上、本契約に定める条件を変更し、又は、本契約を解除することができる。

第10条（合併契約の効力）

本契約は、甲又は乙において、第6条に定める株主総会の承認を得られないときは、その効力を失う。

第11条（管轄合意）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、京都地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることを合意する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年5月20日

甲 住 所 京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
 会社名 京都機械工具株式会社
 代表者 代表取締役社長 伊 吹 和 彦 ㊞

乙 住 所 石川県羽咋市柳田町70字150番地1
 会社名 北陸ケーティーツール株式会社
 代表者 代表取締役社長 小 笹 雅 紀 ㊞

3. 会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く。）に定める事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

当社と北陸KTCは、完全親子会社の関係にあることから、当社は本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。また、本吸収合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増額はありません。

(2) 新株予約権の定め の 相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 北陸KTCの最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併消滅会社である北陸KTCの最終事業年度に係る計算書類等は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。招集ご通知1ページに記載のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

(4) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

該当事項はありません。

② 北陸KTC

該当事項はありません。

第3号議案 当社と株式会社H I - T O O Lとの吸収合併契約承認の件

当社は、完全子会社であります株式会社H I - T O O L（以下「HI-TOOL」という。）との間で、当社を吸収合併存続会社、HI-TOOLを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に関する合併契約（以下、「本合併契約」という。）を2026年5月20日に締結しました。つきましては、本合併契約のご承認をお願いしたいと存じます。本合併を行う理由、本合併契約の内容及びその他合併に関する事項は次のとおりであります。

1. 本合併を行う理由

グループの経営資源を集約し一体運営することにより、生産、営業、開発、管理の全社的な効率化を図り企業価値を高めること、また、全社的なコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することを目的とするものであります。

2. 本合併契約の内容の概要

本合併契約の内容は以下のとおりであります。

当社とHI-TOOLとの本合併契約

吸 収 合 併 契 約 書 (写)

京都機械工具株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社HI-TOOL（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

本合併の当事会社である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲 商号：京都機械工具株式会社
住所：京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
- (2) 乙 商号：株式会社HI-TOOL
住所：京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年10月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付及び割当て）

甲は乙の全株式を所有しており、本合併では一切の対価を交付しない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、本合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（株主総会の承認等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本合併に必要な事項に関する株主総会の承認（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め協議して合意のうえ、これを実行する。

第9条（合併条件の変更、解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときには、あらかじめ甲乙間で協議し合意の上、本契約に定める条件を変更し、又は、本契約を解除することができる。

第10条（合併契約の効力）

本契約は、甲又は乙において、第6条に定める株主総会の承認を得られないときは、その効力を失う。

第11条（管轄合意）

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、京都地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることを合意する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年5月20日

甲	住 所	京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
	会社名	京都機械工具株式会社
	代表者	代表取締役社長 伊 吹 和 彦 ㊞
乙	住 所	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
	会社名	株式会社H I - T O O L
	代表者	代表取締役社長 川 田 実 ㊞

3. 会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く。）に定める事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

当社とHI-TOOLは、完全親子会社の関係にあることから、当社は本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。また、本吸収合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増額はありません。

(2) 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) HI-TOOLの最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併消滅会社であるHI-TOOLの最終事業年度に係る計算書類等は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。招集ご通知1ページに記載のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

(4) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

該当事項はありません。

② HI-TOOL

該当事項はありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制とガバナンスのさらなる強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	いぶき かずひこ 伊吹 和彦 (1962年3月22日生)	再任
	■略歴並びに当社における地位及び担当		
	1985年 3月	当社入社	2020年 6月 当社取締役
	2014年 7月	当社執行役員	2025年 4月 当社代表取締役社長（現任）
		2019年 4月 当社常務執行役員 T&M推進本部長	社長執行役員（現任）
■重要な兼職の状況			
—			
■取締役候補者とした理由			
2020年より取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、常務執行役員T&M推進本部長として、主に事業開発、ブランディング、商品開発、営業等の分野でリーダーシップを発揮してまいりました。また、2025年4月より社長執行役員として当社の長期ビジョン、中期経営計画の推進、ガバナンス体制の強化において強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を指揮し企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

所有する当社の株式数
8,365株

候補者番号

2

かわた みのる
川田 実

(1968年7月12日生)

再任



所有する当社の株式数
1,574株

■略歴並びに当社における地位及び担当

1992年 4月	株式会社三菱銀行入行	2025年 4月	当社執行役員
2016年 4月	株式会社三菱東京UFJ銀行 小牧支社長		コーポレートサービス本部長
2018年 5月	株式会社三菱UFJ銀行 横浜支社長	2025年 5月	株式会社H I - T O O L 代表取締役社長（現任）
2020年 4月	同行人事部人材開発室室長	2025年10月	当社取締役（現任）
2023年 4月	当社執行役員	2026年 4月	当社常務執行役員（現任）

■重要な兼職の状況

株式会社H I - T O O L 代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

2023年より執行役員として、主にソリューション営業、グローバル営業、管理部門等の分野でリーダーシップを発揮してまいりました。また、2025年10月より取締役として当社の長期ビジョン、中期経営計画の推進、ガバナンス体制の強化において強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を指揮し企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号	3	たに谷明典あきのり	(1975年5月29日生)	新任	社外
		■略歴並びに当社における地位及び担当 2010年12月 弁護士登録 2011年 1月 北浜法律事務所 入所 2018年 1月 北浜法律事務所 パートナー 2022年 6月 大末建設株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2026年 2月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員弁護士（現任）			
所有する当社の株式数 0株		■重要な兼職の状況 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員弁護士 大末建設株式会社 社外取締役（監査等委員）			
		■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士として企業法務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しております。法律の専門家としての見地から、中立的・客観的な立場で、経営の重要事項決定への関与、業務執行の監査・監督等の役割を果たしていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役に就任する以外の方法にて会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 谷明典氏は社外取締役候補者であります。

3. 谷明典氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリクス

第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりです。

当社における地位 氏 名	企業経営・ 経営戦略	製造・ 生産技術	研究開発・ 製品開発	マーケティング・ 営業	財務・ ファイナンス	法務・ リスクマネジメント	IT・ デジタル技術	人事・労務・ 人材開発	グローバル 経験
代表取締役社長 社長執行役員 伊吹 和彦	○	○	○	○		○	○		○
取締役常務執行役員 川田 実	○			○	○	○		○	○
社外取締役 谷 明典	○				○	○	○	○	
取締役（常勤監査等委員） 大橋 博	○	○			○		○		
社外取締役（監査等委員） 岩永 憲秀					○				
社外取締役（監査等委員） 長谷川 葵						○		○	

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

おかもと
岡本 しのぶ (1976年4月14日生)

社外



所有する当社の株式数
0株

■略歴並びに当社における地位及び担当

2002年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2013年 3月 寺戸しのぶ公認会計士事務所開設 代表（現任）
2013年 5月 株式会社エーアイティー 社外監査役
2022年 3月 株式会社イーエムシステムズ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年 5月 株式会社エーアイティー 社外取締役（現任）

■重要な兼職の状況

寺戸しのぶ公認会計士事務所 代表
株式会社イーエムシステムズ 社外取締役（監査等委員）
株式会社エーアイティー 社外取締役

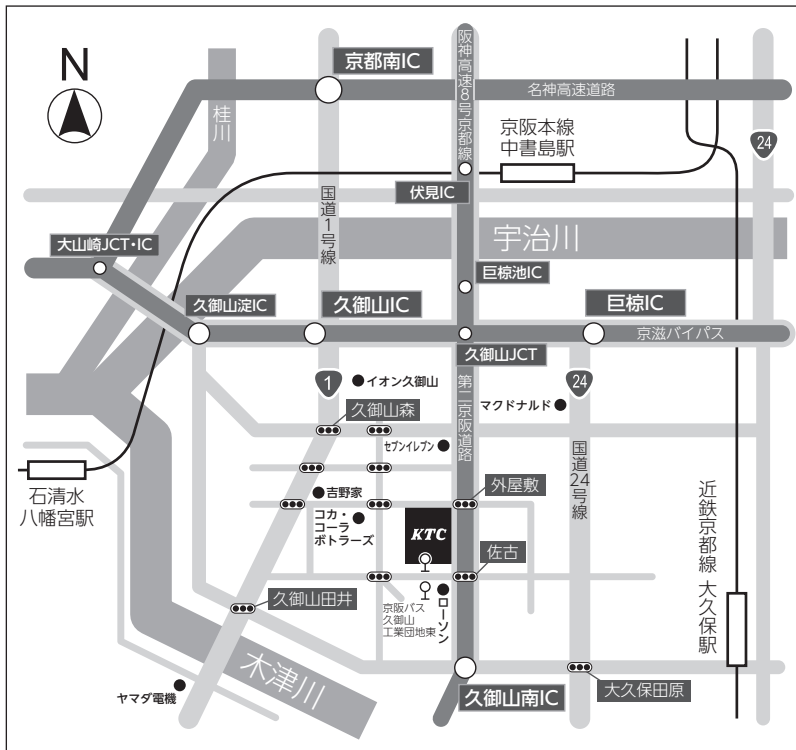
■補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士として企業会計・税務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しており、かつ、これまでの社外監査役および取締役（監査等委員）としての経験を通じて事業に関する深い知識・知見を有しております。監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合は、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。
なお、同氏は、過去に社外取締役又は監査役に就任する以外の方法にて会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

-
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡本しのぶ氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岡本しのぶ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 岡本しのぶ氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。監査等委員である取締役に就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場のご案内



会場：KTCものづくり技術館1階ショールーム
 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
 TEL：0774-46-3700（代表）

公共交通機関をご利用の場合

京阪本線 中書島駅下車
 ・京阪バス「まちの駅イオン久御山經由
 近鉄大久保行き」乗車
 久御山工業団地東下車 徒歩約3分

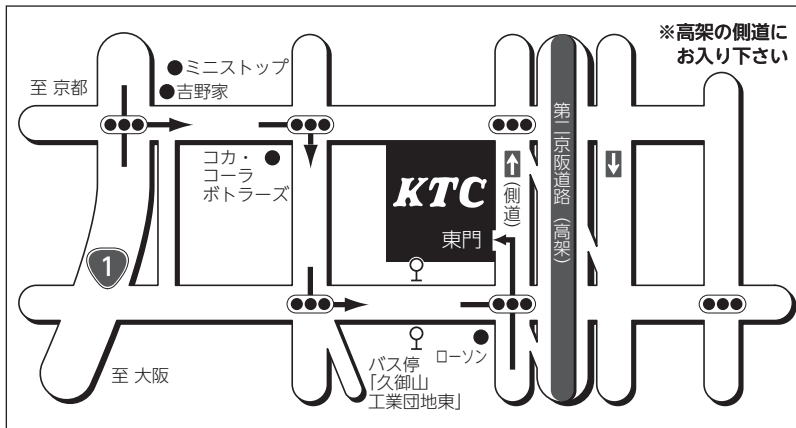
近鉄京都線 大久保駅下車
 ・京阪バス「まちの駅イオン久御山經由
 京阪中書島行き」乗車
 久御山工業団地東下車 徒歩約3分

タクシーをご利用の場合

「KTCものづくり技術館まで」とお伝えください。
 ・中書島駅より約20分、大久保駅より約15分

お車でお越しの場合

「KTC東門（第二京阪 道路側道沿い）」より
 お入りください。



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

